

改正案	現行
<p>（指定の申請等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第四条第二項第七号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役。以下この項及び第二十条から第二十三条までにおいて同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面</p> <p>四・五（略）</p> <p>六 取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面</p> <p>七・九（略）</p> <p>（業務の一部委託の承認申請）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>い。</p>	<p>（指定の申請等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第四条第二項第七号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。以下この項及び第二十条から第二十三条までにおいて同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面</p> <p>四・五（略）</p> <p>六 取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面</p> <p>七・九（略）</p> <p>（業務の一部委託の承認申請）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>い。</p>

一〇三 (略)

四 受託者の取締役及び監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含むものとし、監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役とする。以下この項及び次条において同じ。）が法第三条第一項第四号に掲げるものと同様の要件に該当する旨を誓約する書面

五〇十二 (略)

十三 受託者の取締役（理事その他これに準ずる者を含むものとし、指名委員会等設置会社にあつては執行役とする。）の担当業務を記載した書面

十四 (略)

(業務の一部委託の承認基準)

第九条 金融庁長官、法務大臣及び財務大臣は、前条第一項の承認申請書を受理した場合において、その申請が次に掲げる基準に適合していると認められるときは、これを承認するものとする。

一〇四 (略)

五 受託者の取締役及び監査役並びに会計参与が法第三条第一項第四号に掲げるものと同様の要件に該当すること。

(商号等の変更の届出)

第十七条 (略)

2 前項の届出には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げ

一〇三 (略)

四 受託者の取締役及び監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含むものとし、委員会設置会社にあつては取締役及び執行役とする。以下この項及び次条において同じ。）が法第三条第一項第四号に掲げるものと同様の要件に該当する旨を誓約する書面

五〇十二 (略)

十三 受託者の取締役（理事その他これに準ずる者を含むものとし、委員会設置会社にあつては執行役とする。）の担当業務を記載した書面

十四 (略)

(業務の一部委託の承認基準)

第九条 金融庁長官、法務大臣及び財務大臣は、前条第一項の承認申請書を受理した場合において、その申請が次に掲げる基準に適合していると認められるときは、これを承認するものとする。

一〇四 (略)

五 受託者の取締役、会計参与及び監査役が法第三条第一項第四号に掲げるものと同様の要件に該当すること。

(商号等の変更の届出)

第十七条 (略)

2 前項の届出には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げ

る書類を添付しなければならない。

- 一 (略)
- 二 法第四条第一項第四号に掲げる事項の変更
イハ (略)
ニ 取締役(指名委員会等設置会社)にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面
- 三 (略)

(特定合併の認可申請)

第二十条 (略)

2 法第二十五条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一 十五 (略)

十六 特定合併後の振替機関の取締役(指名委員会等設置会社)にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面

十七 十九 (略)

3 (略)

(新設分割の認可申請)

第二十一条 (略)

2 法第二十七条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記

る書類を添付しなければならない。

- 一 (略)
- 二 法第四条第一項第四号に掲げる事項の変更
イハ (略)
ニ 取締役(委員会設置会社)にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面
- 三 (略)

(特定合併の認可申請)

第二十条 (略)

2 法第二十五条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一 十五 (略)

十六 特定合併後の振替機関の取締役(委員会設置会社)にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面

十七 十九 (略)

3 (略)

(新設分割の認可申請)

第二十一条 (略)

2 法第二十七条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記

録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一〇十五 (略)

十六 設立会社の取締役(指名委員会等設置会社)にあっては、執行役)の担当業務を記載した書面

十七〇十九 (略)

3 (略)

(吸収分割の認可申請)

第二十二條 (略)

2 法第二十九條第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一〇十五 (略)

十六 承継会社の取締役(指名委員会等設置会社)にあっては、執行役)の担当業務を記載した書面

十七〇十九 (略)

3 (略)

(事業譲渡の認可申請)

第二十三條 (略)

2 法第三十一條第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一〇十五 (略)

十六 設立会社の取締役(委員会設置会社)にあっては、執行役)の担当業務を記載した書面

十七〇十九 (略)

3 (略)

(吸収分割の認可申請)

第二十二條 (略)

2 法第二十九條第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一〇十五 (略)

十六 承継会社の取締役(委員会設置会社)にあっては、執行役)の担当業務を記載した書面

十七〇十九 (略)

3 (略)

(事業譲渡の認可申請)

第二十三條 (略)

2 法第三十一條第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一〇十五 (略)

十六 譲受会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面

十七〇十九 (略)

3 (略)

第四十三条 第二十三条の規定(第二項第七号、第八号、第十号から第十五号まで及び第十八号の規定を除く。)は、法第五十条において準用する法第三十一条第一項に規定する特別振替機関が日本銀行に行う振替業の全部又は一部の譲渡について準用する。この場合において、第二十三条第二項第四号及び第六号中「事業譲渡の当事者」とあるのは「特別振替機関」と、同項第十六号中「取締役(指名委員会等設置会社にあつては、執行役)」とあるのは「役員」と、同項第十七号中「使用人」とあるのは「職員」と読み替えるものとする。

一〇十五 (略)

十六 譲受会社の取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面

十七〇十九 (略)

3 (略)

第四十三条 第二十三条の規定(第二項第七号、第八号、第十号から第十五号まで及び第十八号の規定を除く。)は、法第五十条において準用する法第三十一条第一項に規定する特別振替機関が日本銀行に行う振替業の全部又は一部の譲渡について準用する。この場合において、第二十三条第二項第四号及び第六号中「事業譲渡の当事者」とあるのは「特別振替機関」と、同項第十六号中「取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)」とあるのは「役員」と、同項第十七号中「使用人」とあるのは「職員」と読み替えるものとする。